

立山町移住定住事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立山町補助金等交付規則(平成25年立山町規則第6号)の規定に基づき、移住定住事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町長は、県外から立山町への移住・定住を促進するため、また、里山地区内への移住・定住を強化するため、住宅のリフォーム、又は新築・増築を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金額、補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象者、要件、補助金額等は、別表のとおりとする。但し、次に掲げる工事等費用は、補助の対象としない。

- (1) 車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- (2) 門、塀、その他の外構工事
- (3) 敷地造成
- (4) 移動や取り外しが可能な家具の購入・設置、家電製品の購入
- (5) 電話及びインターネット等の配線工事
- (6) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- (7) 補助金の交付を受けようとする世帯の者が、自ら施工する工事
- (8) 増築又はリフォームを伴わない解体工事
- (9) その他町長が補助の対象として適当でないと認める工事

(補助金の計画認定申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着工前に、立山町移住定住事業補助金計画認定申請書(様式第1号)に別表の必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の計画認定)

第5条 町長は、前条の規定により提出された書類等を審査し、補助金の交付対象となる工事計画であると認めるときは、これを立山町移住定住事業補助金計画認定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(認定後の工事等の変更・中止届出)

第6条 申請者は、前条による認定後、工事について中止または変更を行う場合には、直ちに、立山町移住定住事業補助金計画認定(変更・中止)届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、事業完了の日(施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日)から1か月以内又は計画認定通知年度の翌年度2月末のいずれか早い期日までに、立山町移住定住事業補助金交付申請書(様式第4号)に別表の必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された書類等を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは交付決定額を定め、これを立山町移住定住事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、立山町移住定住事業補助金請求書(様式第6号)を町長に提出し、町長はその請求額を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定による要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前号に掲げるものの他、町長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該補助対象者に対し、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還命令を受けた補助対象者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条・第4条・第7条関係) 立山町移住定住事業補助金

1 県外からの転入者

(1) 里山地区

(イ) リフォーム

対象者	対象地域内の対象住宅に居住する者(法人を除く。)
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段地区(末上野、小林、上宮、中林、上末、池田、上瀬戸、下瀬戸、芦見、下沢に限る。) ・ 東谷地区(全域) ・ 立山地区(栃津、東中野新、横江野開、横江、天林、千垣、芦峠寺、千寿ヶ原、芦峠寺太子塚分区に限る。)
対象住宅	<p>リフォームした住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て ・ 申請者又はその家族が所有する住宅 ・ 併用住宅の場合は、居住の用に供する部分のみ対象となる。
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外(5年以上県外に在住)からの移住・定住(転入後1年以内)であること。(ただし、県外から県内の他市町村に転入し、1年以内の申請を含む。) ・ 平成30年4月1日以降のリフォーム工事契約であること。 ・ 契約額が50万円以上(居住の用に供する部分に限る。)であること。 ・ 他の支援制度の対象外であること(立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業補助金及び立山町省エネ型給湯器切替推進支援事業補助金を除く)。 ・ 世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ・ 世帯員全員が、過去にこの要綱による補助金を受けたことがないこと。
補助金額	<p>上限額 75万円(千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>補助率 1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例加算額 25万円 <p>特例加算額の条件 (申請時において、次のいずれかに該当すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生以下の子供がいる世帯の転入であること。 ・ 合計年齢80歳以下の夫婦世帯の転入であること。
計画認定申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅位置図及び平面図(工事箇所がわかるもの) ・ 工事見積書の写し(補助対象工事と補助対象外がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・ 補助対象工事箇所の施行前写真 ・ 住民票謄本(続柄がわかるもの) ・ 納税証明書(高校生以下を除く世帯全員分)

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他町長が必要と認める書類
計画認定申請時期	工事着工前
補助金交付申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書の写し ・領収書の写し(施工業者の記名押印があるもの) ・精算後の工事内訳明細書の写し(補助対象工事と補助対象外工事がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・補助対象工事箇所の完成写真 ・工事完了後に転入した場合は、住民票謄本(続柄がわかるもの) ・建物の登記事項証明書 ・その他町長が必要と認める書類
補助金交付申請書提出時期	事業完了の日(施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日)から1か月以内又は計画認定通知年度の翌年度2月末のいずれか早い期日まで。

(ロ)新築・増築

対象者	対象地域内の対象住宅に居住する者(法人を除く。)
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・上段地区(末上野、小林、上宮、中林、上末、池田、上瀬戸、下瀬戸、芦見、下沢に限る。) ・東谷地区(全域) ・立山地区(栃津、東中野新、横江野開、横江、天林、千垣、芦峠寺、千寿ヶ原、芦峠寺太子塚分区に限る。)
対象住宅	<p>新築、又は増築した住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て ・申請者又はその家族が所有する住宅 ・併用住宅の場合は、居住の用に供する部分のみ対象となる。
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県外(5年以上県外に在住)からの移住・定住(転入後1年以内)であること。(ただし、県外から県内の他市町村に転入し、1年以内の申請を含む。) ・平成30年4月1日以降の新築、又は増築の契約であること。 ・契約額が50万円以上(居住の用に供する部分に限る。)であること。 ・他の支援制度の対象外であること(立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業補助金を除く)。 ・世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ・世帯員全員が、過去にこの要綱による補助金を受けたことがないこと。(かつ、申請時において、次のいずれかに該当すること。) ・中学生以下の子供がいる世帯の転入であること。 ・合計年齢80歳以下の夫婦世帯の転入であること。

補助金額	上限額 50 万円(千円未満の端数は切り捨て) 補助率 1/4
計画認定申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅位置図及び平面図(工事箇所がわかるもの) ・工事見積書の写し(補助対象工事と補助対象外がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・補助対象工事箇所の施行前写真(新築の場合は不要。) ・住民票謄本(続柄がわかるもの) ・納税証明書(高校生以下を除く世帯全員分) ・その他町長が必要と認める書類
計画認定申請時期	工事着工前
補助金交付申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書の写し ・領収書の写し(施工業者の記名押印があるもの) ・精算後の工事内訳明細書の写し(補助対象工事と補助対象外工事がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・補助対象工事箇所の完成写真 ・工事完了後に転入した場合は、住民票謄本(続柄がわかるもの) ・建物の登記事項証明書 ・その他町長が必要と認める書類
補助金交付申請書提出時期	事業完了の日(施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日)から1か月以内又は計画認定通知年度の翌年度2月末のいずれか早い期日まで。

(2) 里山地区以外

(イ) リフォーム

対象者	対象地域内の対象住宅に居住する者(法人を除く。)
対象地域	・立山町全域(里山地区以外)
対象住宅	リフォームした住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て ・申請者又はその家族が所有する住宅 ・併用住宅の場合は、居住の用に供する部分のみ対象となる。
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県外(5年以上県外に在住)からの移住・定住(転入後1年以内)であること。(ただし、県外から県内の他市町村に転入し、1年以内の申請を含む。) ・平成30年4月1日以降のリフォーム工事契約であること。 ・契約額が50万円以上(居住の用に供する部分に限る。)であること。 ・他の支援制度の対象外であること(立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業補助金及び立山町省エネ型給湯器切替推進支援事業)

	<p>補助金を除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ・世帯員全員が、過去にこの要綱による補助金を受けたことがないこと。
補助金額	<p>上限額 50 万円(千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>補助率 1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例加算額 25 万円 <p>特例加算額の条件 (申請時において、次のいずれかに該当すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下の子供がいる世帯の転入であること。 ・合計年齢 80 歳以下の夫婦世帯の転入であること。
計画認定申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅位置図及び平面図(工事箇所がわかるもの) ・工事見積書の写し(補助対象工事と補助対象外がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・補助対象工事箇所の施行前写真 ・住民票謄本(続柄がわかるもの) ・納税証明書(高校生以下を除く世帯全員分) ・その他町長が必要と認める書類
計画認定申請時期	工事着工前
補助金交付申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書の写し ・領収書の写し(施工業者の記名押印があるもの) ・精算後の工事内訳明細書の写し(補助対象工事と補助対象外工事がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・補助対象工事箇所の完成写真 ・工事完了後に転入した場合は、住民票謄本(続柄がわかるもの) ・建物の登記事項証明書 ・その他町長が必要と認める書類
補助金交付申請書提出時期	事業完了の日(施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日)から 1 か月以内又は計画認定通知年度の翌年度 2 月末のいずれか早い期日まで。

(ロ)新築・増築

対象者	対象地域内の対象住宅に居住する者(法人を除く。)
対象地域	・立山町全域(里山地区以外)
対象住宅	<p>新築、又は増築した住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て ・申請者又はその家族が所有する住宅 ・併用住宅の場合は、居住の用に供する部分のみ対象となる。

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外（5年以上県外に在住）からの移住・定住（転入後1年以内）であること。（ただし、県外から県内の他市町村に転入し、1年以内の申請を含む。） ・ 平成30年4月1日以降の新築、又は増築の契約であること。 ・ 契約額が50万円以上（居住の用に供する部分に限る。）であること。 ・ 他の支援制度の対象外であること（立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業補助金を除く）。 ・ 世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ・ 世帯員全員が、過去にこの要綱による補助金を受けたことがないこと。（かつ、申請時において、次のいずれかに該当すること。） ・ 中学生以下の子供がいる世帯の転入であること。 ・ 合計年齢80歳以下の夫婦世帯の転入であること。
補助金額	<p>上限額 25万円（千円未満の端数は切り捨て）</p> <p>補助率 1/4</p>
計画認定申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅位置図及び平面図（工事箇所がわかるもの） ・ 工事見積書の写し（補助対象工事と補助対象外がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの） ・ 補助対象工事箇所の施行前写真（新築の場合は不要。） ・ 住民票謄本（続柄がわかるもの） ・ 納税証明書（高校生以下を除く世帯全員分） ・ その他町長が必要と認める書類
計画認定申請時期	工事着工前
補助金交付申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書の写し ・ 領収書の写し（施工業者の記名押印があるもの） ・ 精算後の工事内訳明細書の写し（補助対象工事と補助対象外工事がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの） ・ 補助対象工事箇所の完成写真 ・ 工事完了後に転入した場合は、住民票謄本（続柄がわかるもの） ・ 建物の登記事項証明書 ・ その他町長が必要と認める書類
補助金交付申請書提出時期	事業完了の日（施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日）から1か月以内又は計画認定通知年度の翌年度2月末のいずれか早い期日まで。

2 県内からの転入者及び町内在住者

(1) 里山地区

(イ) リフォーム

対象者	対象地域内の対象住宅に居住する者(法人を除く。)
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段地区(末上野、小林、上宮、中林、上末、池田、上瀬戸、下瀬戸、芦見、下沢に限る。) ・ 東谷地区(全域) ・ 立山地区(栃津、東中野新、横江野開、横江、天林、千垣、芦峠寺、千寿ヶ原、芦峠寺太子塚分区に限る。)
対象住宅	リフォームした住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・ 立山町空き家情報バンク登録住宅
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時、賃貸住宅に住んでいること(申請者世帯)。 ・ 平成30年4月1日以降の立山町空き家情報バンク登録住宅の購入とリフォーム工事契約であること。 ・ 契約額が50万円以上(居住の用に供する部分に限る。)であること。 ・ 他の支援制度の対象外であること(立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業補助金及び立山町省エネ型給湯器切替推進支援事業補助金を除く)。 ・ 世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ・ 世帯員全員が、過去にこの要綱による補助金を受けたことがないこと。(かつ、申請時において、次のいずれかに該当すること。) ・ 中学生以下の子供がいる世帯の転入であること。 ・ 合計年齢80歳以下の夫婦世帯の転入であること。
補助金額	25万円
計画認定申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅位置図及び平面図(工事箇所がわかるもの) ・ 工事見積書の写し(補助対象工事と補助対象外がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・ 補助対象工事箇所の施行前写真 ・ 住民票謄本(続柄がわかるもの) ・ 納税証明書(高校生以下を除く世帯全員分) ・ その他町長が必要と認める書類
計画認定申請時期	工事着工前
補助金交付申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書の写し ・ 領収書の写し(施工業者の記名押印があるもの) ・ 精算後の工事内訳明細書の写し(補助対象工事と補助対象外工事がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの)

	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事箇所の完成写真 ・工事完了後に転入した場合は、住民票謄本(続柄がわかるもの) ・建物の登記事項証明書 ・その他町長が必要と認める書類
補助金交付申請書提出時期	事業完了の日(施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日)から1か月以内又は計画認定通知年度の翌年度2月末のいずれか早い期日まで。

(ロ)新築・増築

対象者	対象地域内の対象住宅に居住する者(法人を除く。)
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・上段地区(末上野、小林、上宮、中林、上末、池田、上瀬戸、下瀬戸、芦見、下沢に限る。) ・東谷地区(全域) ・立山地区(栃津、東中野新、横江野開、横江、天林、千垣、芦峠寺、千寿ヶ原、芦峠寺太子塚分区に限る。)
対象住宅	<p>新築、又は増築した住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て ・申請者又はその家族が所有する住宅 ・併用住宅の場合は、居住の用に供する部分のみ対象となる。
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時、賃貸住宅に住んでいること(申請者世帯)。 ・平成30年4月1日以降の新築、又は増築の契約であること。 ・契約額が50万円以上(居住の用に供する部分に限る。)であること。 ・他の支援制度の対象外であること(立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業補助金を除く)。 ・世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ・世帯員全員が、過去にこの要綱による補助金を受けたことがないこと。(かつ、申請時において、次のいずれかに該当すること。) ・中学生以下の子供がいる世帯の転入であること。 ・合計年齢80歳以下の夫婦世帯の転入であること。
補助金額	<p>上限額 15万円(千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>補助率 1/4</p>
計画認定申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅位置図及び平面図(工事箇所がわかるもの) ・工事見積書の写し(補助対象工事と補助対象外がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・補助対象工事箇所の施行前写真(新築の場合は不要。) ・住民票謄本(続柄がわかるもの) ・納税証明書(高校生以下を除く世帯全員分) ・その他町長が必要と認める書類

計画認定申請時期	工事着工前
補助金交付申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書の写し ・ 領収書の写し(施工業者の記名押印があるもの) ・ 精算後の工事内訳明細書の写し(補助対象工事と補助対象外工事がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・ 補助対象工事箇所の完成写真 ・ 工事完了後に転入した場合は、住民票謄本(続柄がわかるもの) ・ 建物の登記事項証明書 ・ その他町長が必要と認める書類
補助金交付申請書提出時期	事業完了の日(施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日)から1か月以内又は計画認定通知年度の翌年度2月末のいずれか早い期日まで。

(2) 里山地区以外

(イ) リフォーム

対象者	対象地域内の対象住宅に居住する者(法人を除く。)
対象地域	・ 立山町全域(里山地区以外)
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> リフォームした住宅 ・ 立山町空き家情報バンク登録住宅
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時、賃貸住宅に住んでいること(申請者世帯)。 ・ 平成30年4月1日以降の立山町空き家情報バンク登録住宅の購入とリフォーム工事契約であること。 ・ 契約額が50万円以上(居住の用に供する部分に限る。)であること。 ・ 他の支援制度の対象外であること(立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業補助金及び立山町省エネ型給湯器切替推進支援事業補助金を除く)。 ・ 世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ・ 世帯員全員が、過去にこの要綱による補助金を受けたことがないこと。(かつ、申請時において、次のいずれかに該当すること。) ・ 中学生以下の子供がいる世帯の転入であること。 ・ 合計年齢80歳以下の夫婦世帯の転入であること。
補助金額	15万円
計画認定申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅位置図及び平面図(工事箇所がわかるもの) ・ 工事見積書の写し(補助対象工事と補助対象外がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・ 補助対象工事箇所の施行前写真 ・ 住民票謄本(続柄がわかるもの)

	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書(高校生以下を除く世帯全員分) ・その他町長が必要と認める書類
計画認定申請時期	工事着工前
補助金交付申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書の写し ・領収書の写し(施工業者の記名押印があるもの) ・精算後の工事内訳明細書の写し(補助対象工事と補助対象外工事がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・補助対象工事箇所の完成写真 ・工事完了後に転入した場合は、住民票謄本(続柄がわかるもの) ・建物の登記事項証明書 ・その他町長が必要と認める書類
補助金交付申請書提出時期	事業完了の日(施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日)から1か月以内又は計画認定通知年度の翌年度2月末のいずれか早い期日まで。

3 上記に対する共通事項

対象者	対象地域内の対象住宅に居住する者(法人を除く。)
対象地域	・立山町全域
対象住宅	<p>リフォームした住宅、新築、増築した住宅、立山町空き家情報バンク登録住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て ・申請者又はその家族が所有する住宅 ・立山町空き家情報バンク登録住宅 ・併用住宅の場合は、居住の用に供する部分のみ対象となる。
要件	・立山舟橋商工会に加入する建築業者等を利用して、リフォーム、新築、増築工事を実施した場合。
補助金額	<p>上限額 10万円(千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>補助率 1/10</p>